

川崎市屋外広告物条例施行規則改正のお知らせ

自動車等の車体を利用する広告物の基準を改正します



川崎市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、川崎市屋外広告物条例及び同条例施行規則により、屋外広告物の表示について必要な規制を定めております。

このたび、平成28年11月に開催された川崎市屋外広告物審議会において屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則案の承認を受け、平成29年4月1日から自動車等の車体を利用する広告物の基準を改正することとしましたのでお知らせいたします。

主な変更点

- 「自己の氏名等」に加え、「自己の事業若しくは営業の内容」の表示についても、許可が不要となりました。
- 許可が不要となる広告物の表示面積制限を廃止しました。
- 定期路線バス及び広告宣伝用自動車以外の自動車にも、第三者広告の表示が可能となりました。

ご理解、ご協力
よろしくお願いします。



川崎市建設緑政局キャラクター

※ 新たな基準は平成29年4月1日以降の申請から適用されます。

※ 許可の更新申請についても、同日以降の申請には新たな基準が適用されますので、申請が不要となる場合があります。

問い合わせ先

建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係

電話：044-200-2814

改正後の主な基準

許可が不要な車体利用広告物

- 自己の氏名等の表示
- 自己の事業若しくは営業の内容の表示
- 運行管理に必要な表示
- 車体製造者による製品識別の表示
- 事業者、路線識別の色彩表示
- 面積制限は撤廃しました

許可を受けて表示できる車体利用広告物

- 他の通行に支障を及ぼさないこと
- 車輪（附属物を含む）に表示しないこと

● 自動車への表示基準

- ・ 位置…前面以外
- ・ 面積…1車両当たり4.2㎡以内
- ・ 側部…1箇所当たり縦0.6m以下
横3m以下
1側面合計1.8㎡以下
- ・ 後部…縦0.6m以下、横1m以下
1箇所のみ

※広告宣伝用自動車を使用するもの、国若しくは地方公共団体が公共目的で表示するものは基準を適用しない。

○ 市長が特に認める場合の表示基準 (電車及び定期路線バス)

- ・ ガラス部分に表示しない
- ・ 1車体には1広告
- ・ 定期路線バス
表示位置…前面以外
窓から上部は地色1色

・ 電車

- 面積…車体外面面積の10分の1以下

※車体利用広告物ガイドラインに基づく
自主審査が必要

※●が今回の改正による変更部分です。